

平成 29 年 8 月 7 日

甲府交通圏タクシー準特定地域協議会  
委員各位

甲府交通圏タクシー準特定地域協議会  
会長 佐々木 邦明

第 6 回 甲府交通圏タクシー準特定地域協議会  
書面協議会の結果について

平成 29 年 7 月 25 日付けで活性化に関する目標値設定について書面協議会を開催したところ、下記のとおりでありましたので報告します。

記

1. 目標値

妊婦・子ども向けタクシー事業者数及び認定運転者数シェア

事業者数：3社 受講者：140人

UD 研修受講者数及び受講運転者数

受講者数：15人

観光タクシー取組事業者数・認定運転者数及び認定運転者シェア

事業者数：11社 受講者数：235人

外国語講習受講者数及び受講運転者シェア

受講者数：41人

アプリ配車の導入事業者数及び対応車両数シェア

事業者数：4社 対応車両数：186両

UD タクシーの導入車両数及び導入車両数シェア

対応車両数：4両

環境対応車の導入車両数及び導入車両数シェア

購入コストが未だ高価であり、目標値は設定しない。補助制度の導入状況、自動車販売価格の動向等を踏まえ、今後、協議会において検討していくこととする。

先進安全自動車（ASV）導入車両数及び導入車両数シェア

車両数：4両

クレジットカード・電子マネー等導入事業者数及び導入車両数シェア

事業者数：20社 車両数：255両

2. 協議結果

委員 19名（会長を含む。）

合意する：19名

合意しない：0名

平成29年7月24日

甲府交通圏タクシー準特定協議会  
委員各位

甲府交通圏タクシー準特定地域協議会  
会長 佐々木 邦明

第6回甲府交通圏タクシー準特定地域協議会の書面開催について

謹啓 時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

平素は、公共交通に係る取り組みにつきまして、深いご理解と多大なご指導を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、平成26年の「特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法」改正時の附則及び衆参両院の附帯決議により、適正化・活性化の取組状況についてフォローアップを行うこととされております。

このため、平成28年4月に策定された「タクシー革新プラン2016～選ばれるタクシー～」においては、特定地域・準特定地域における地域指定の効果について、具体的な項目を定めて、改善度や目標達成度を通じて地域・事業者の取組を評価し、その結果を公表することとしている。

今般、国土交通省自動車局長から活性化の取組を計画的に進めるため、次の調査項目が定められ、平成26年度から3年間を調査しました。

- ① 妊婦・子供向けタクシー取組事業者数及び認定運転者数シェア
- ② UD研修受講者数及び受講運転者数シェア
- ③ 観光タクシー取組事業者数・認定運転者数及び認定運転者数シェア
- ④ 外国語講習受講者数及び受講運転者シェア
- ⑤ アプリ配車の導入事業者数及び対応車両数シェア
- ⑥ UDタクシーの導入車両数及び導入車両数シェア
- ⑦ 環境対応車の導入車両数及び導入車両数シェア
- ⑧ 先進安全自動車（ASV）導入車両数及び導入車両数シェア
- ⑨ クレジットカード・電子マネー等導入事業者数及び導入車両数シェア

この調査結果（別添1）を基に項目毎に平成29年度の目標値を設定（別添2）いたしました。

つきましては、設置要綱第5条第16項に基づき、当該目標値に関する意見を書面により聴取する書面開催協議会として開催いたしました。皆様のご意見をお伺いいたしたいと存じますので、何卒よろしくお願い申し上げます。

謹白

記

1. 書面協議会開催日

平成29年7月25日（火）

2. 報告事項

活性化事業に係る調査の公表について

3. 協議事項

準特定地域における活性化事業の目標値設定について

4. 協議の議決方法

甲府交通圏タクシー準特定地域協議会設置要綱第5条第10項(4)において行う。

なお、設置要綱第5条第10項(4)②については過半数の合意を受けております。

(※甲府交通圏タクシー準特定地域協議会設置要綱第5条第10項 参照)

5. 意見記入用紙

別紙「意見書」にご記入下さい。

6. 提出期限日

平成29年8月4日(金)

7. 送付資料

①活性化事業に係る調査の公表について

②準特定地域における活性化事業の目標値設定について

③甲府交通圏タクシー準特定地域協議会設置要綱

○ 提出先・方法

甲府交通圏タクシー準特定地域協議会事務局

一般社団法人山梨県タクシー協会内

担当 志村・菊島

TEL 055-262-1212

FAX 055-262-1213

FAX又は同封の封筒にてご提出ください。

## 「意見書」

《提出先》

甲府交通圏タクシー準特定地域協議会事務局

一般社団法人 山梨県タクシー協会

担当 志村・菊島      F A X    055-262-1213

   T E L    055-262-1212

《協議会委員》

ご所属

ご氏名

### 第6回甲府交通圏タクシー協議会書面会議について

#### 協議事項

「準特定地域における活性化事業の目標値設定について」

合意する      ・      合意しない

(どちらかに○をして下さい)

合意しない場合は下記の欄に理由をご記載下さい。

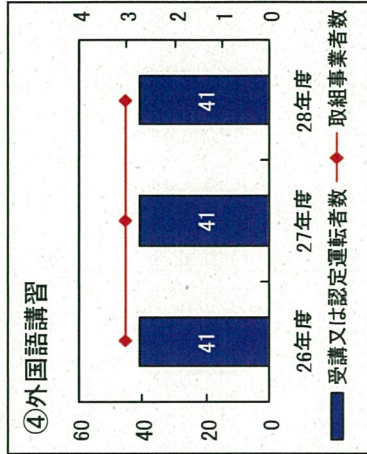
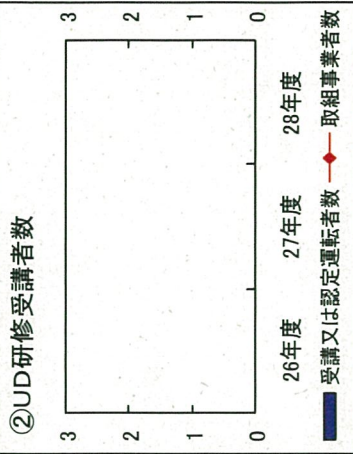
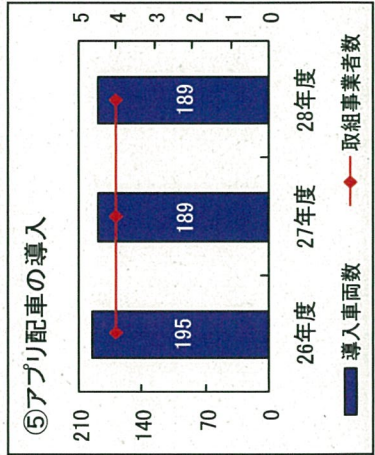
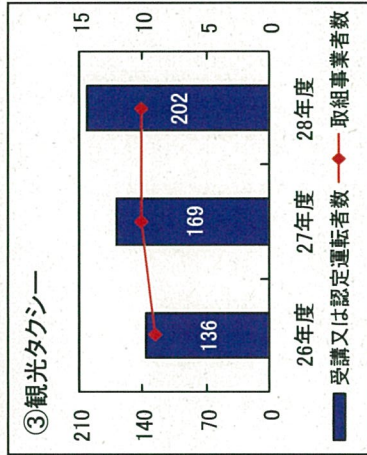
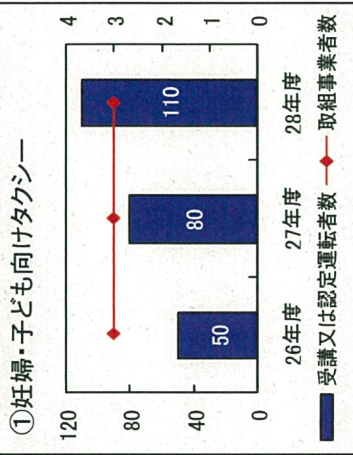
--

※平成29年8月4日(金)までをお願いします。

# 活性化事業に係る調査の公表について

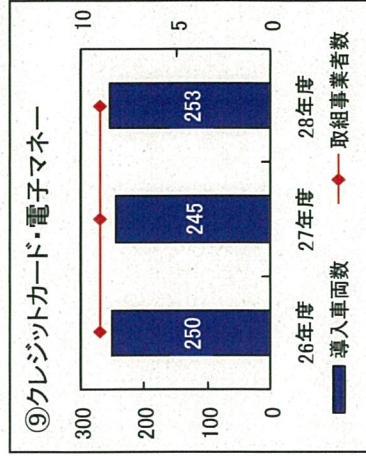
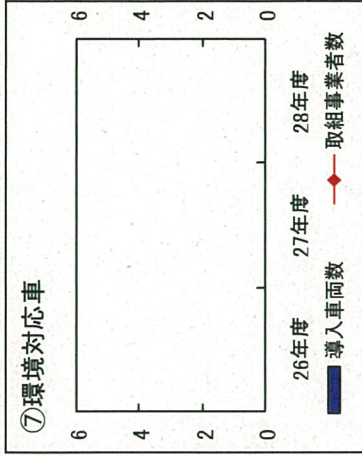
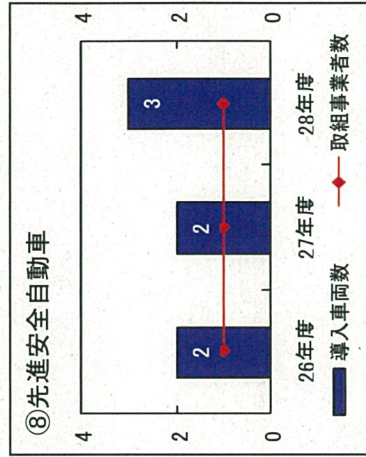
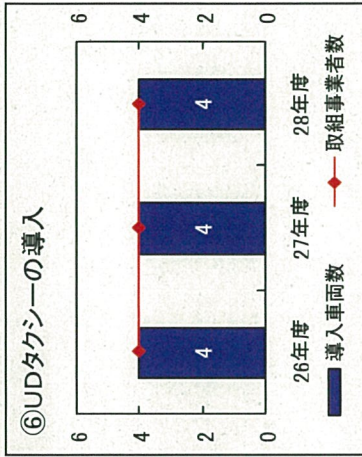
# 活性化事業について①

	26年度	27年度	28年度
① 妊婦・子ども向けタクシー 取組事業者数及び 認定運転者数シェア	3	3	3
	50	80	110
② UD研修受講者数及び 受講運転者数シェア	0	0	0
	0	0	0
③ 観光タクシー 取組事業者数及び 認定運転者数シェア	9	10	10
	136	169	202
④ 外国語講習 受講者数及び 受講運転者数シェア	3	3	3
	41	41	41
⑤ アプリ配車の導入 取組事業者数及び 導入車両数	4	4	4
	195	189	189



# 活性化事業について②

		26年度	27年度	28年度
⑥ UDタクシーの導入 両数及び導入車両数 シエア	取組事業者数	4	4	4
	導入車両数	4	4	4
⑦ 環境対応車の導入 両数及び導入車両数 シエア	取組事業者数	0	0	0
	導入車両数	0	0	0
⑧ 先進安全自動車 (ASV) 導入車両数及び導入 車両数シエア	取組事業者数	1	1	1
	導入車両数	2	2	3
⑨ クレジットカード・電子マ ネー等導入車両数 及び導入車両数シエア	取組事業者数	9	9	9
	導入車両数	250	245	253



(案)

平成 年 月 日

国土交通大臣 あて

甲府交通圏タクシー準特定地域協議会  
会 長

準特定地域における活性化事業の目標値設定について

平成28年12月27日付け「特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法」に係るフォローアップについて」Ⅱ2(2)に基づき、活性化9項目における目標値について下記のとおり報告します。

記

- ①妊婦・子供向けタクシー事業者数及び認定運転者数シェア  
事業者数：3社 受講者数：140人
- ②UD研修受講者数及び受講運転者数  
受講者数：15人
- ③観光タクシー取組事業者数・認定運転者数及び認定運転者数シェア  
事業者数：11社 受講者数：235人
- ④外国語講習受講者数及び受講運転者シェア  
受講者数：41人
- ⑤アプリ配車の導入事業者数及び対応車両数シェア  
事業者数：4社 対応車両数：186両
- ⑥UDタクシーの導入車両数及び導入車両数シェア  
対応車両数：4両
- ⑦環境対応車の導入車両数及び導入車両数シェア  
購入コストが未だ高価であり、目標値は設定しない。補助制度の導入状況、自動車販売価格の動向等を踏まえ、今後、協議会において検討していくこととする。
- ⑧先進安全自動車(ASV)導入車両数及び導入車両数シェア  
車両数：4両
- ⑨クレジットカード・電子マネー等導入事業者数及び導入車両数シェア  
事業者数：20社 車両数：255





# 甲府交通圏タクシー準特定地域協議会設置要綱

制 定 平成21年10月28日

## (目的)

第1条 甲府交通圏タクシー準特定地域協議会（以下「協議会」という。）は、特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法（平成21年法律第64号。以下「法」という。）の規定に基づき、甲府交通圏（以下「準特定地域」という。）の関係者の自主的な取組みを中心として、当該準特定地域の一般乗用旅客自動車運送事業（以下「タクシー事業」という。）の適正化及び活性化を推進することにより、一般乗用旅客自動車運送（以下「タクシー」という。）が、地域公共交通としての機能を十分に発揮できるようにするために必要となる準特定地域計画の作成等を行うために設置するものとする。

## (定義)

第2条 この要綱において、「タクシー事業者」とは、タクシー事業を経営する者をいう。  
2 この要綱において、「タクシー車両」とは、タクシー事業者の事業用自動車をいう。  
3 この要綱において、「タクシー協会等」とは、タクシー事業者の組織する団体をいう。  
4 この要綱において、「労働組合」とは、タクシー運転者の組織する団体をいう。  
5 この要綱において、「地域住民」とは、タクシーを利用する地域住民に身近な団体又は組織の代表者をいう。

## (実施事項)

第3条 協議会は、次に掲げる事項を実施するものとする。

- (1) 準特定地域計画の作成
- (2) 次に掲げる準特定地域計画の実施に係る連絡調整
  - ① 準特定地域計画に定められた事業の円滑な実施のために必要な場合における当該事業の関係者の招集
  - ② 準特定地域計画に定められた事業の実施主体とされた者以外の者に対する必要な協力の要請
  - ③ ①②に掲げるもののほか、協議会が必要と認める準特定地域計画の実施に係る連絡調整
- (3) 準特定地域におけるタクシー事業の適正化及び活性化の推進に関し必要な次に掲げる事項の協議
  - ① 協議会の運営方法
  - ② ①に掲げるもののほか、協議会の運営等に必要と認められる事項

## (協議会の構成員)

第4条 協議会の構成員は、次の区分にそれぞれ掲げる者とする。

(注) (1)～(4)は法第8条第1項に規定する構成員、(5)～(7)は、同条第2項に規定する構成員。

(1) 関係地方公共団体の長

- ① 山梨県知事又はその指名する者
- ② 甲府市長又はその指名する者
- ③ 甲斐市長又はその指名する者
- ④ 中央市長又はその指名する者
- ⑤ 昭和町長又はその指名する者

(2) タクシー事業者等

- ① 一般社団法人山梨県タクシー協会 会長
- ② 山梨県タクシー協会甲府支部 正副支部長

(3) 労働組合

- ① 全国自動車交通労働組合総連合会山梨地方連合会を代表する者
- ② 全国自動車交通労働組合連合会山梨地方連合会を代表する者

(4) 地域住民の代表

- ① 甲府市自治会連合会 会長
- ② 甲斐市自治会連合会 会長
- ③ 甲府市消費者協会 会長

(5) その他タクシー事業の適正化及び活性化に資する他の事業を営む者  
東日本旅客鉄道株式会社八王子支社 甲府駅長又はその指名する者

(6) 学識経験者

(7) その他協議会が必要と認める者

- ① 山梨労働局長又はその指名する者
- ② 山梨県警察本部長又はその指名する者

2 協議会は、前項の(1)～(4)の区分に掲げる者が任意に加入し、又は脱退することができるものとし、かつ、前項(5)～(7)の区分に掲げる者が任意に脱退できるものとする。

3 協議会へ加入又は協議会から脱退しようとする者は会長に申し出をするものとする。

ただし、第5条第13項の規定に基づき協議会の開催の公表があった場合には、協議会の開催日の30日前までに申し出があった者について、当該協議会に構成員として参画できるものとする。

4 協議会の構成員の把握は会長が行うものとし、協議会の場において一覧表形式等により示すものとする。

(協議会の運営)

第5条 協議会に会長をおき、協議会の構成員の中からこれを充てる。

2 会長は、協議会を代表し、協議会の場を総括する。

3 会長の任期は平成31年9月30日までとする。

4 会長に事故ある場合には、あらかじめ会長が指名する者がその職務を代理する。

5 協議会には事務局を設置する。

6 事務局には、事務局長をおき、協議会の構成員の中からこれを充てる。

7 事務局長は協議会の運営に関する事務を総括する。

8 事務局長の任期は平成31年9月30日までとする。

9 各区分毎の構成員の発言時間の配分は、協議会の開催予定時間の15%を上限として、会長が割り振るものとする。

10 協議会の議決方法は、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定めるとおりとする。

(1) 役員の選出を議決する場合 前条に掲げる協議会の構成員において、タクシー事業者等及び労働組合は、それぞれ種別ごとに1個の議決権とし、その他の構成員については各自1個の議決権を与えるものとし、議決権の過半数に当たる多数をもって行う。

(2) 設置要綱の変更を議決する場合 次に掲げる要件を全て満たすことをもって行う。

① 関係地方自治体の長が全て合意していること。

② 設置要綱の変更について合意しているタクシー事業者が準特定地域内の営業所に配置するタクシー車両の台数の合計が、協議会の構成員であるタクシー事業者が当該準特定地域内の営業所に配置するタクシー車両の台数の合計の過半数であること。

③ 設置要綱の変更について合意しているタクシー協会等の構成員となっているタクシー事業者が準特定地域内の営業所に配置するタクシー車両の台数の合計が、協議会の構成員であるタクシー協会等の構成員となっているタクシー事業者が当該準特定地域内の営業所に配置するタクシー車両の台数の合計の過半数であること。

④ 労働組合として参加している構成員の過半数が合意していること。

⑤ 地域住民として参加している構成員の過半数が合意していること。

⑥ 法第8条第2項に掲げる者に該当する構成員の過半数が合意していること。

(3) 準特定地域計画の作成及び変更を議決する場合 次に掲げる要件を全て満たすことをもって行う。

① (2) ①及び③から⑤までに掲げる要件を満たしていること。

② 準特定地域計画に合意したタクシー事業者が準特定地域内の営業所に配置するタクシー車両の台数の合計が、当該準特定地域内の営業所に配置されるタクシー車両の総台数の過半数であること。

③ 準特定地域協議会の構成員である関係行政機関が全て合意すること。

④ 法第8条第2項に掲げる者に該当する構成員(関係行政機関を除く。)の過半数が合意すること。

⑤ 法第8条第2項に掲げる者に該当する構成員のうち準特定地域計画に定められた事業の実施主体とされたものが合意すること。

(4) (1)～(3)まで以外の議決を行う場合 次に掲げる要件全て満たすことをもって行う。

① 会長が合意すること。

② 合意するタクシー事業者が準特定地域内の営業所に配置するタクシー車両の台数の合計が、協議会の構成員であるタクシー事業者が当該準特定地域内の営業所に配置するタクシー車両の台数の合計の過半数であること。

③ ①及び②以外の構成員において、第4条第1項(3)に掲げる構成員はその区分毎に1個の議決権を、それ以外の構成員については各自1個の議決権を与えるものとし、過半数が合意すること。

11 協議会は、準特定地域計画作成後も定期的に開催することとする。

12 前項に掲げるもののほか、会長は、必要に応じて、協議会を開催することができるものと

し、協議会の構成員は、会長に対して協議会の開催を要求することができるものとするが、協議会開催の是非は会長が決めるものとする。

13 会長は、協議会を開催するに当たり、原則として協議会の開催日の45日前までにその旨を公表するものとする。

14 協議会は原則として公開とする。

15 協議会は協議会の構成員の過半数の出席がなければ成立しないものとする。また、必要に応じて代理出席を認めることができるものとする。

16 会長は、次に掲げる事項に加え軽微な事項について、やむを得ない事由により協議会の開催が困難な場合においては、事案の概要を記載した書面を構成員に送付し、その意見の聴取及び賛否を確認し、その結果をもって協議会の協議に代えることができる。

なお、本規定に基づく取扱いを行う場合にあっては、第4条第3項中の「30日前」とあるのは「3日前」とし、第5条第13項中の「45日前」とあるのは「10日前」とする。

(1) 新規許可、営業区域の設定又は増車に係る意見聴取に関する意見書の提出の議決。

(2) 公定幅運賃に係る意見聴取に関する意見書の提出の議決。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関して必要な事項は、会長が協議会に諮り定める。

附則 この要綱は、平成23年7月5日一部改正、同日から施行する。

附則 この要綱は、平成24年12月17日一部改正、同日から施行する。

附則 この要綱は、平成26年1月22日一部改正、同日から施行する。

附則 この要綱は、平成26年2月25日一部改正、同日から施行する。

附則 この要綱は、平成27年4月23日一部改正、同日から施行する。

附則 この要綱は、平成29年7月12日一部改正、同日から施行する。